

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成27年7月17日(金)

9:58~10:57

市民ふれあいセンター 1階 第1会議室

(司会)

委員の皆様、お忙しい中御集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日の進行については、産業振興課長であります私、作佐部が行います。本日の出席者は協議会委員14名のうち14名でありますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

では開会に先立ちまして、本日1名の新たな委員をお迎えしておりますので、自己紹介をいただきたいと思います。鎌形正夫委員、お願いします。

<委員から自己紹介>

(司会)

また、海匝農業共済組合の秋山清壽委員につきましては、6月1日から組合長理事に就任いたしましたので、御報告いたします。

それでは協議会を開会いたします。はじめに会長から御挨拶をいただきます。

<会長挨拶>

(会長)

公私共お忙しいなか、当協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。本日御審議いただくのは、匝瑳市長から諮問のありました、平成27年5月受付分、匝瑳市農業振興地域整備計画変更7案件についてです。委員の皆様の慎重なる御審議をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは議題に入らせていただきますが、議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(議長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。はじめに議題の1匝瑳市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更についての審議は、重要変更となる除外1案件、軽微変更となる用途変更6案件の合計7案件です。

案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。それでは、案件毎の審議に入りたいと思います。

まず除外の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件1 専用住宅について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。

続いて用途変更の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件1 豚舎及び堆肥舎について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

豚舎の場合は、近隣の住民の承諾というのはどうなっているのですか。

(事務局)

土地の使用では、隣接農地所有者からの同意はもらっています。畜産施設建設に対する住民同意書では、地元の区長からの同意はあります。

(委員B)

市議会として、平成23年12月定例会に西小笹地区から畜産による悪臭等の生活環境の改善に関する陳情書が出され、採択しました。畜産に関しては慎重に対応しているわけであり、周辺集落の同意をいただくというわけであるが、周辺集落の同意というのには区長個人ではいけないのではないかと。以前も豚舎に関してあったが、そのときに区長ではなく集落の賛同をいただくということであった経緯があります。区長というのは、そのときの区長に友達が来たから同意したんだという人がいるんです。区長というのは区の長であるから、大きいところでは東西南北になるが、豚舎に関係のない地域に住んでいる人もいるわけです。そういった人も含めて周辺の集落の同意や賛同をいただく努力をする必要があると思います。

(議長)

事務局でよく検討してください。

(事務局)

B委員のおっしゃるのは周辺の言い方と思うが、同意を得ているのは、建てる場所の区の区長であって、区の全体の同意なのか区長個人の同意なのかについては、市の

判断では区長の同意は少なくとも区の同意を得たものが、区長の名前で出ているだろうと理解しています。

(委員B)

以前の協議会で、こういうようにしようとした経緯があります。独断で区長の同意があればいいというのは、言い過ぎではないか。以前の議事録を踏まえて、紐解いて答弁してください。

(委員C)

近隣の同意をもらう議決があったというが、地図で見る限り、100m若しくはそれ以上の範囲で近隣というのはどの範囲でしょうか。何キロ単位で表すのですか。

(委員B)

隣接した集落であります。集落がなければ別です。同意をもらう努力が必要です。

(事務局)

事業計画者へは、協議会でこういった話があったと伝えます。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。用途変更案件2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件2 農業用施設駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。用途変更案件3について事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件3 水耕栽培培養施設について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画等)により案件説明し、平成27年7月16日付けで取り下げ願いがあった旨報告する。

(議長)

用途変更案件4について事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件4 農業用倉庫・作業場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。用途変更案件5について事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件5 農業用倉庫・作業場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

これは、農業用倉庫ではなくて、住居ではないですか。

(議長)

申出者は、農業用倉庫であるとのことですが。

(委員D)

法的に何か問題はないのですか。

(事務局)

現状では、農振法違反です。農用地に建物が建っているのが違反です。また、農地法でも違反になります。

(委員E)

この件で、相談を受けており、すぐに工事を止めて農業委員会へ相談するように伝え、工事は何か月かストップしています。

(事務局)

この件で、申出者から実印を押印した誓約書が本日提出されております。

(委員D)

虚偽の申請をして、建設をして、一筆書けばいいというのは、法が無視されるのではないですか。農業委員会でもう少し指導はできなかったのですか。

(委員F)

農業委員会で現地を確認したら、住居です。住むには十分なものです。

(委員C)

D委員からの質問は、事前にかできなかつたのかと農業委員会への質問だと思いますが、地区の農業委員がすべて毎日くまなく見るとするのは難しい状況です。申請が上がってきて、委員は現場を見ております。普段は注意をしているが、100%できません。この場所は、舗装していない道路を入ったところにあるので、地元の農業委員は気づかなかつたことを理解してほしいと思います。

(委員D)

公園のようなものがあって、一筆をもらえばいいと割り切れない思いがあります。

(委員E)

この地区は、確認申請が必要ではないこともあるのではないのでしょうか。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手多数 >

(議長)

挙手多数により本案件は承認されました。軽微変更案件6について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

軽微変更案件6 ライスセンターについて説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で議題の審議を終了してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

(議長)

続きまして、議題の2その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かござ

いますか。

<なしの声>

(議長)

以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会の閉会をいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。